

2. 各出張所等 個別事項

<羽幌出張所 管内>

羽幌出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	4 0
【Ⅱ 道路施設編】	-----	4 3
1. 道路の維持管理実施計画	-----	4 4
(1) 道路管理一覧	-----	4 4
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5年度(2023年度)実施計画」	-----	4 5
(3) 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	4 7
【Ⅲ 河川施設編】	-----	4 9
1. 河川の維持管理実施計画	-----	5 0
(1) 道管理河川一覧	-----	5 0
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5年度(2023年度)実施計画」	-----	5 1
(3) 治水系パトロール実施区間他	-----	5 5
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	5 7
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	-----	5 8
(1) 砂防関係施設一覧	-----	5 8
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5年度(2023年度)実施計画」	-----	6 0
【Ⅴ 海岸編】	-----	6 2
1. 海岸の維持管理実施計画	-----	6 3
(1) 海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)	-----	6 3
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5年度(2023年度)実施計画」	-----	6 4
【Ⅵ 資料編】	-----	6 5
1. 管内関係機関	-----	6 6
2. 防災資機材一覧	-----	6 7

【 I はじめに】

【はじめに】

(1)管内の概況

当管内は、留萌振興局の中部に位置し、西に日本海、暑寒別天売焼尻国定公園の天売島及び焼尻島があり、東は天塩山地に接しています。海岸沿いは平地が主体となり、小平薬岳を源とする古丹別川、羽幌岳を源とする羽幌川、天塩山地西端を源とする初山別川が日本海にそそぐ自然環境に恵まれた地域です。

総面積は1,207km²で、都道府県で一番面積の少ない香川県の約65%の面積を有し、苫前町、羽幌町及び初山別村からなっています。管内の総人口は、10,281人（住民基本台帳：令和5年（2023年）1月1日現在）です。

気候は、日本海式の気候で対馬海流の影響で、緯度の割には比較的温暖ですが、夏は最高気温で30℃、冬はマイナス15℃を超えることもあります。1年の半分を占める冬期間は、日本海側特有の吹き上げる風が地吹雪を起し、視界不良や吹溜りによる交通障害の原因になっています。

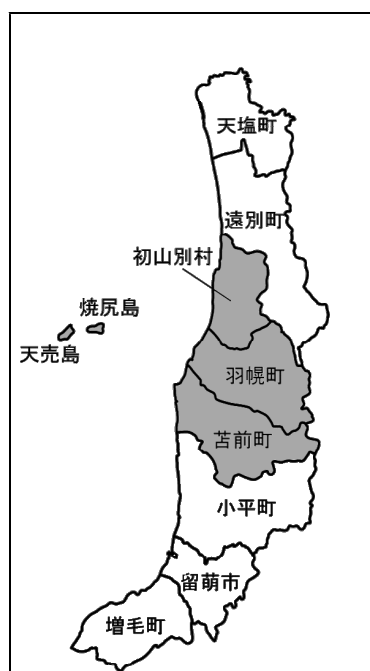
産業は第1次産業が主体で、農業は水稻・畑作物・野菜などの生産が行われています。特に水稻は「オロロン米」の産地として有名です。水産業では、ホタテ・ヒラメ・たこ・うに・エビなどの漁業が行われています。また、日本海にしずむ夕日が美しい海岸線、国定公園の天売・焼尻島、夕日ヶ丘ウインドファーム・風来望、みさき台公園（豊岬）、さらに、はぼろサンセットビーチ、とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチなどの海水浴場もあり、観光資源にも恵まれた地域です。

羽幌出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が174.1km、河川管理延長が227.0km、砂防指定地が69.0ha、地すべり防止区域が45.7ha、急傾斜地崩壊危険区域が6.8ha、海岸管理延長が58.3kmとなっています。

(2)所管区域

苫前町・羽幌町・初山別村

(3)管内図



(4)管理状況

○道路

	路線数	延長(km)
主要道道	—	—
一般道道	17	174.1
合計	17	174.1

○河川

	河川数	管理延長(km)
一級水系	—	—
二級水系	18	227.0
合計	18	227.0

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
30	69.0	1	45.7	6	6.8

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

○海岸

海岸名	管理延長(km)
苫前海岸	13.4
羽幌海岸	24.1
初山別海岸	20.8
合計	58.3

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

【Ⅱ 道路施設編】

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施
【道 路】

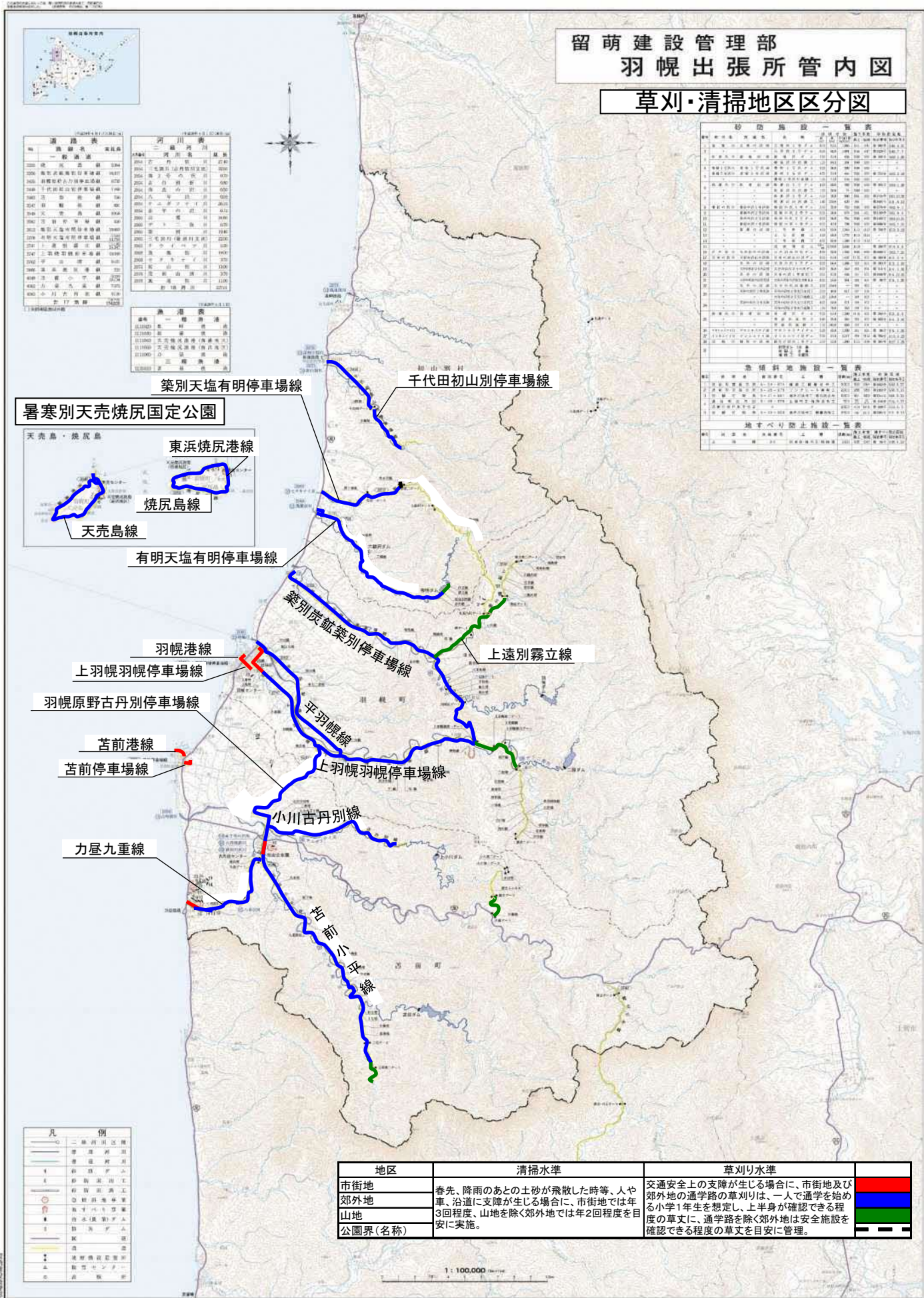
管理区分	区分	内 容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備 考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
		橋梁塗装	部分的な"われ"や"はがれ"があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、 対症管理型	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車面に支障が生じる場合を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車面に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車面に支障が生じる場合を実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行 規制区間 P.47
		崩土除去、倒木処理、 路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車面の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (工作物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。 また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施
【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			草刈図 P.48
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
日常管理型		路面清掃	春先、降雨のあととの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図 P.48
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
必要経費		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。			
		機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理			
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他			
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討			
		道路附属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施			

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1190号）」



留萌建設管理部
羽幌出張所管内図
草刈・清掃地区区分図

河川一覧表

河川名称	延長(km)
一級河川	
二級河川	
三級河川	
四級河川	
五級河川	
六級河川	
七級河川	
八級河川	
九級河川	
十級河川	
十一級河川	
十二級河川	
十三級河川	
十四級河川	
十五級河川	
十六級河川	
十七級河川	
十八級河川	
十九級河川	
二十級河川	

砂防施設一覧表

施設名称	所在地	延長(km)	完成年度
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

天売島・焼尻島

島名	面積(km ²)
天売島	
焼尻島	

地区	清掃水準	草刈り水準
市街地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、市街地では年3回程度、山地を除く郊外地では年2回程度を目安に実施。	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。
郊外地		
山地		
公園界(名称)		

凡例

○	二級河川区画
○	三級河川区画
○	四級河川区画
○	五級河川区画
○	六級河川区画
○	七級河川区画
○	八級河川区画
○	九級河川区画
○	十級河川区画
○	十一級河川区画
○	十二級河川区画
○	十三級河川区画
○	十四級河川区画
○	十五級河川区画
○	十六級河川区画
○	十七級河川区画
○	十八級河川区画
○	十九級河川区画
○	二十級河川区画

【Ⅲ 河川施設編】

1. 河川の維持管理実施計画

(1)道管理河川一覧(留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長(km)
1	—	—	—	—
2	古丹別川	古丹別川	苫前町	27.4
		三毛別川	苫前町	32.5
		南2号の沢川	苫前町	0.7
		古丹別新川	苫前町	0.8
		南出の沢川	苫前町	0.5
		八号沢川	苫前町	0.6
		チエボツナイ川	苫前町	26.1
		赤平の沢川	苫前町	0.1
	羽幌川	羽幌川	羽幌町	34.6
		デトニ股川	羽幌町	6.7
	築別川	築別川	羽幌町	19.4
		チライベツ川	羽幌町	5.2
		三毛別川	羽幌町	22.0
	茂築別川	茂築別川	初山別村	19.0
	セタキナイ川	セタキナイ川	初山別村	3.7
	初山別川	初山別川	初山別村	13.0
	茂初山別川	茂初山別川	初山別村	3.7
	風連別川	風連別川	初山別村	11.0
	計	8水系18河川		227.0

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)年度実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度(2024年度)対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようグリスタップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理				
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)				
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施				
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施				
		堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)				【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index/anzen.htm
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)				【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index/anzen.htm
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)				【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index/anzen.htm
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)				【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index/anzen.htm
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修				
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修				

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)年度実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1,2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○異常土砂堆積箇所等は定期的に定点写真撮影し、状況変化を把握する		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる			
		結水除去	融雪期に河道全体が結水、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結水閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結水を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結水等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結水除去			北海道の融雪災害対策 参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去			
	河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討	○5月中に市民団体要望箇所を調整 ○伐木材を燃料材として地先へ無償譲渡する場合に市町村が受取り窓口となって公募する	【市民団体協働川づくり事業】HPアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasentahome/siminnndanntai.htm	
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管			
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、親制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○安全利用点検結果は、維持管理防災課ホームページで公表する。	○パトロール 月1回	

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)年度実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○河川ハットローレルは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
除草		水上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な区間で、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	○洪水による災害の発生防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用道路の草刈りを実施 ○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収集して処理 ○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施	○5月中に市民団体要望箇所を調整	(市民団体協働川づくり事業)HPアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasentahome/siminnndanntai.htm	除草区間明示(除草区間図)
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用道路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施	○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用道路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施			除草区間明示(除草区間図)
環境施設の機能回復		周辺環境	病虫害発生抑制、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病虫害発生抑制など、必要に応じて草刈りを実施			除草区間明示(除草区間図)
		低々水路の機能保持	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してハットローレルによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
環境施設の機能回復		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してハットローレルによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
		魚巣護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巣護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去する	○年間を通してハットローレルによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巣護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
その他河川区域の環境管理		環境施設の機能保持	親水施設や魚巣護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してハットローレルによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去			
		河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してハットローレルによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してハットローレルによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施			

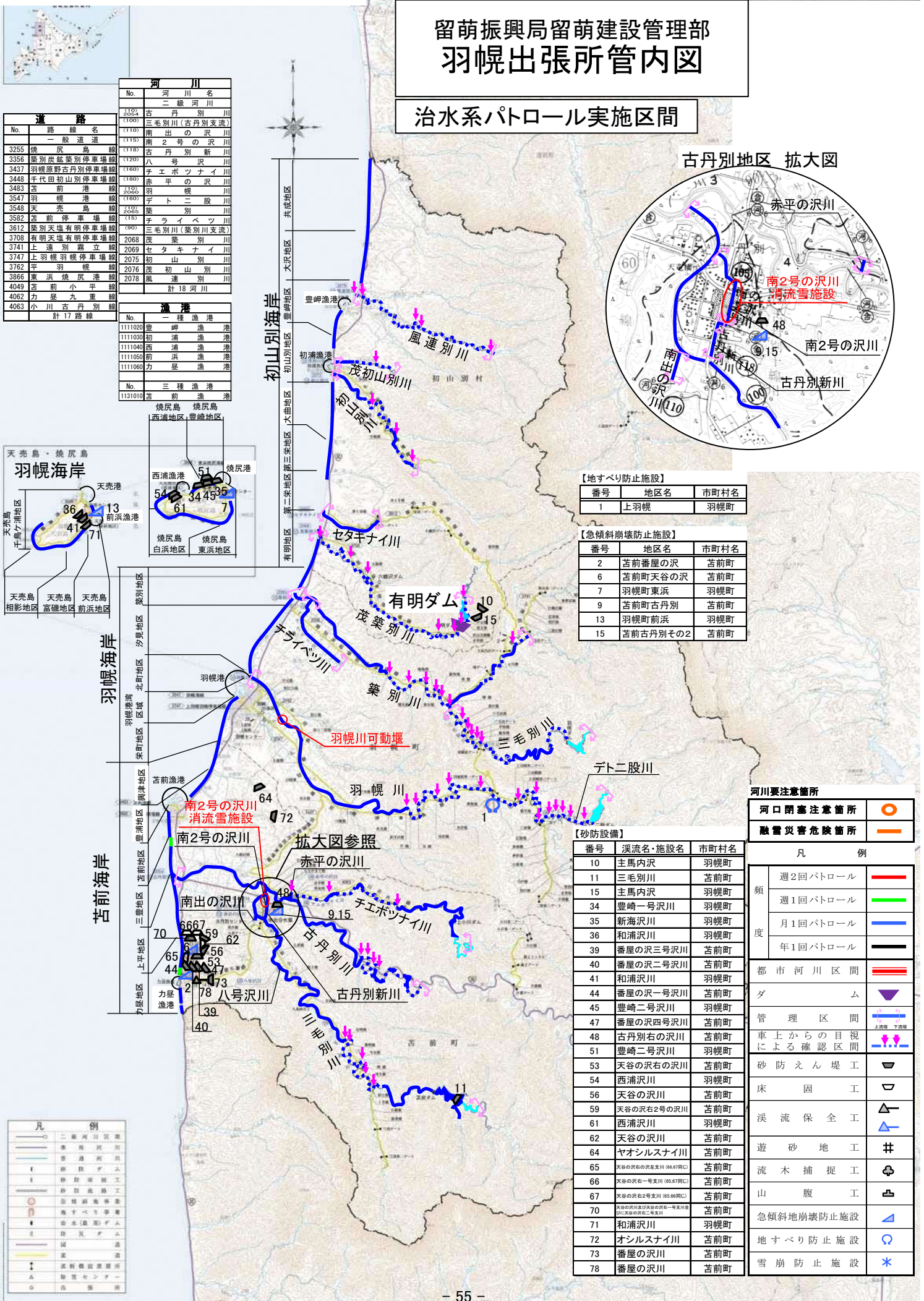
「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)年度実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○河川ハバトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する	○施設年点検 ○不具合時点検	
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建設管理部施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	○羽幌川可動堰		施設箇所明示(ハトロール図)
	河川区域維持	排水機場 水防資材等購入	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費 洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○建設管理部施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	○南2号の沢川消流雪施設(苫前町へ管理委託契約)	○天塩川下流・留萌川水防連絡協議会(4月予定)	水防等資材保管一覧表(資料編)
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約		○樋門操作委託契約 苫前町、羽幌町、初山別村	
		定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保安を行うため、出水期前を始めて目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとしています。出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出	○操作不具合箇所は、早急に対処する	○定期点検(5回) ・出水期前1回(4月) ・7～10月各1回	
		臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる	○警戒体制時の巡回の徹底を図る		

留萌振興局留萌建設管理部 羽幌出張所管内図

治水系パトロール実施区間



河川	
No.	河川名
3185	古丹別川
2004	三毛別川(古丹別支流)
(100)	南出の沢川
(115)	南2号の沢川
(118)	古丹別新川
(120)	八号沢川
(160)	チエボツナイ川
(180)	赤平の沢川
3493	羽幌川
(160)	デトニ股川
3495	築別川
(15)	クライベツ川
(90)	三毛別川(築別川支流)
2068	茂築別川
2069	セタキナイ川
2075	初山別川
2076	茂初山別川
2078	風連別川
	計18河川

漁港	
No.	一種漁港
1111020	豊崎漁港
1111030	初浦漁港
1111040	前浦漁港
1111050	羽幌漁港
1111060	力屋漁港
No.	三種漁港
1131010	苦前漁港



【地すべり防止施設】

番号	地区名	市町村名
1	上羽幌	羽幌町

【急傾斜崩壊防止施設】

番号	地区名	市町村名
2	苦前番屋の沢	苦前町
6	苦前町天谷の沢	苦前町
7	羽幌町東浜	羽幌町
9	苦前町古丹別	苦前町
13	羽幌町前浜	羽幌町
15	苦前古丹別その2	苦前町

河川要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—

【砂防設備】

番号	渓流名・施設名	市町村名
10	主馬内沢	羽幌町
11	三毛別川	苦前町
15	主馬内沢	羽幌町
34	豊崎一号沢川	羽幌町
35	新海沢川	羽幌町
36	和浦沢川	羽幌町
39	番屋の沢三号沢川	苦前町
40	番屋の沢二号沢川	苦前町
41	和浦沢川	羽幌町
44	番屋の沢一号沢川	苦前町
45	豊崎二号沢川	羽幌町
47	番屋の沢四号沢川	苦前町
48	古丹別右の沢川	苦前町
51	豊崎二号沢川	羽幌町
53	天谷の沢右の沢川	苦前町
54	西浦沢川	羽幌町
56	天谷の沢川	苦前町
59	天谷の沢右2号の沢川	苦前町
61	西浦沢川	羽幌町
62	天谷の沢川	苦前町
64	ヤオシルスナイ川	苦前町
65	天谷の沢右の沢左支川 (66.67間)	苦前町
66	天谷の沢右一号支川 (65.67間)	苦前町
67	天谷の沢右2号支川 (65.67間)	苦前町
70	天谷の沢川15号間の沢右一号支川 (65.67間)及び天谷の沢右二号支川	苦前町
71	和浦沢川	羽幌町
72	オシルスナイ川	苦前町
73	番屋の沢川	苦前町
78	番屋の沢川	苦前町

凡例

頻度	週2回パトロール	—
	週1回パトロール	—
	月1回パトロール	—
	年1回パトロール	—
都市河川区間	—	
ダム	△	
管理区間	—	
車上からの目視による確認区間	—	
砂防えん堤工	▽	
床固工	□	
渓流保全工	▲	
遊砂地工	井	
流木捕捉工	⊕	
山腹工	凸	
急傾斜地崩壊防止施設	▲	
地すべり防止施設	○	
雪崩防止施設	*	

凡例

—	二級河川区間
—	準二級河川区間
—	普通河川区間
—	砂防工事
—	砂防施設工
—	急傾斜崩壊防止施設
—	地すべり工事
—	治水(橋脚)工事
—	治水(堤防)工事
—	国道
—	道
—	流氷監視区
—	監視センター
—	島
—	島

【IV 砂防・地すべり・急傾斜施設編】

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧(留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

砂防設備

番号	水系名	ダム名	工種	施行年度	市町村名	砂防指定地		備考		
						告示年月日	番号			
10	築別川	主馬内沢1号	ダム工	S44～45	羽幌町	1	S44.3.31	第805号		
11	古丹別川	三毛別砂防	ダム工	S44～45	苫前町	2	S44.11.5	第3609号		
15	築別川	主馬内沢2号	ダム工	S46～47	羽幌町	3	S46.7.7	第1129号		
34	豊崎一号沢川	豊崎一号沢	ダム工	S59～60	羽幌町	4	S60.1.26	第101号		
35	新梅沢川	新梅沢	ダム工、流路工	S59～60	羽幌町	5	〃	〃		
36	和浦沢川	和浦沢1号	ダム工、流路工	S59～60	羽幌町	6	〃	〃		
39	番屋の沢川	番屋の沢3号	ダム工	S60～60	苫前町	7	S60.10.21	第1402号		
40	番屋の沢川	番屋の沢2号	ダム工	S61～61	苫前町	8	S61.9.8	第1489号		
41	和浦沢川	和浦沢2号	ダム工	S61～62	羽幌町	9	S61.10.28	第1715号		
44	番屋の沢川	番屋の沢1号	ダム工	S62～62	苫前町	10	S62.9.5	第1576号		
45	豊崎二号沢川	豊崎二号沢	ダム工	S62～63	羽幌町	11	S63.2.18	第212号		
47	番屋の沢川	番屋の沢4号	ダム工	S63～63	苫前町	12	S63.7.21	第1600号		
48	古丹別川	古丹別右の沢	ダム工	S63～63	苫前町	13	〃	〃		
51	豊崎二号沢川	豊崎二号沢川	流路工	S63～63	羽幌町	14	S63.2.18	第212号		
53	天谷の沢川	天谷の沢右の沢	ダム工	H1～2	苫前町	15	H2.2.6	第203号		
54	西浦沢川	西浦沢	ダム工	H1～2	羽幌町	16	〃	〃		
		西浦沢川	床固工	H2～2			H4.3.16	第652号		
56	天谷の沢川	天谷の沢1号	ダム工	H2～3	苫前町	17	H3.1.10	第393号		
59	天谷の沢川	天谷の沢右2号の沢	ダム工	H3～4	苫前町	18	H4.1.30	第141号		
61	西浦沢川	西浦沢川	流路工	H2～4	羽幌町	19	H4.3.16	第652号		
62	天谷の沢川	天谷の沢川	床固工	H4～5	苫前町	20	H4.12.10	第1930号		
64	ヤオシルスナイ川	ヤオシルスナイ	ダム工	H4～6	苫前町	21	H6.1.20	第96号		
65	天谷の沢川	天谷の沢右の沢左支川	床固工	H6～6	苫前町	22	〃	〃		
66		天谷の沢右1号支川		H7～8			23	〃	〃	
67		天谷の沢右2号支川		H9～9			24	〃	〃	
70		天谷の沢川、右一号支川、右二号支川	流路工	H9～9			25	〃	〃	
71	和浦沢川	和浦沢川	流路工	H6～6	羽幌町	26	S60.1.26	第101号		
72	オシルスナイ川	オシルスナイ	ダム工	H9～12	苫前町	27	H10.3.23	第758号		
73	番屋の沢川	番屋の沢川	砂溜工	H9～13	苫前町	28	〃	〃		
78	番屋の沢川	番屋の沢川	溪流保全工	H13～23	苫前町	29	H14.5.8	第356号		
86	羽幌川	緑町の沢川	ダム工	H25～29	羽幌町	30	H27.2.25	第267号	③	
計	30箇所					30箇所				

地すべり防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
1	上羽幌	羽幌町	
	1箇所		

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
2	苫前番屋の沢	苫前町	
6	苫前町天谷の沢	苫前町	
7	羽幌町東浜	羽幌町	
9	苫前町古丹別	苫前町	
13	羽幌町前浜	羽幌町	
15	苫前古丹別その2	苫前町	
計	6箇所		

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示		
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	R6年度(2024年度)実施計画 ○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う	○河川利用者の安全の確保から、親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修	○出水期前点検 ○利用施設安全点検 (ゴールデンウィーク前)	施設位置 (砂防溪流保全工) P.55		
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○河川利用者の安全の確保から、親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・番屋の沢川	○出水期前点検 ○利用施設安全点検 (ゴールデンウィーク前)	施設位置 (砂防溪流保全工) P.55		
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検		施設位置 (急傾斜地等) P.55	
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検		施設位置 (地すべり等) P.55	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○河川利用者の安全の確保から、親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・番屋の沢川	○出水期前点検 ○利用施設安全点検 (ゴールデンウィーク前)			
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う					
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う					
		日常管理型	施設機能回復口	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
				流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
				結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理			○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う					
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う					
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する					

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器 保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報 システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報 システム保守点検運用 費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

【V 海岸編】

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所管内

海岸名	市町村名	管理延長(m)	備考
苫前海岸	苫前町	13,405	ホワイトビーチ(豊浦地区)
羽幌海岸	羽幌町	24,143	
初山別海岸	初山別村	20,792	
計		58,340	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 羽幌出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施

【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6(2024年度)年度実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修	○安全利用点検 (コールテンブガイブ前)	
		斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修			
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不平等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修			
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修			
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修			
		階段・手摺補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより階段・手摺りの状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応			
日常管理型	施設機能回復	整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応		○安全利用点検 (コールテンブガイブ前)	
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応			
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修			

【VI 資料編】

1. 管内関係機関

留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所管内

機 関 名	住 所	電 話 番 号
(国の関係機関)		
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目68番地	0164-42-2315 (公物管理課)
羽幌道路事務所	羽幌町57番地-2	0164-62-2499
(道の関係機関)		
留萌振興局危機対策室	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8426 (防災)
(市町村の関係機関)		
苫前町	苫前町字旭37番地の1	0164-64-2315 (建設課)
羽幌町	羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211 (建設水道課)
初山別村	初山別村字初山別96番地1	0164-67-2211 (経済課)
(その他の関係機関)		
羽幌警察署	羽幌町南4条4丁目	0164-62-1110
北留萌消防組合本部	羽幌町南5条4丁目6番地	0164-62-1220
苫前支署	苫前町字旭37番地の1	0164-64-2321
古丹別支署	苫前町字古丹別254番地	0164-65-4119
初山別支署	初山別村字初山別103番地	0164-67-2236
留萌海上保安部	留萌市大町3丁目37	0164-42-9118 (警備救難課)

2. 防災資機材一覧

留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所

住所 : 苫前郡羽幌町寿町2番地
 電話番号 : 0164-62-1256
 FAX : 0164-62-1257
 担当 : 施設保全室

分類	種別	規格	単位	数量
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルフェンス	OK150 Tφ150mm×10m	スパン 45
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルフェンス	タフネル TF-200 φ200mm×5m 2本	箱 3
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルマット(万国旗型)	タフネル BL-F型 65cm×4mm L6.5 4本、L13 2本	箱 10
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルマット	タフネル BL-50型 50cm×50cm×4mm 100枚	箱 13
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルマット	タフネルAB— 50cm×50cm×2mm	枚 100
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルマット	もりの木太郎 MPW-45 38×55×3cm 20枚	箱 50
<input type="checkbox"/>	油処理用材	油吸着材	ACライト 10kg/袋	袋 6
<input type="checkbox"/>	油処理用材	油吸着材	オイルゲーター 12kg	袋 10
<input type="checkbox"/>	油処理用材	油吸着材	オイルソープ 5kg×2袋	箱 1
<input type="checkbox"/>	油処理用材	油吸着材	アプラス OCR-3 50m	箱 1
<input type="checkbox"/>	油処理用材	丸太杭(オイルフェンス用)	先端カット φ150mm×2m	本 80
<input type="checkbox"/>	土木用材	吸水性土のう袋	ダッシュバック 600×360×8	袋 130
<input type="checkbox"/>	土木用材	大型土のう袋	トンバック φ1100×H1100	袋 285
<input type="checkbox"/>	土木用材	根固ブロック	ホロスケーヤ(基本型)2t	個 549
<input type="checkbox"/>	土木用材	消波ブロック	3連ブロック(備蓄型)2t	個 138